

広陵町の地区公民館及び集会所の状況

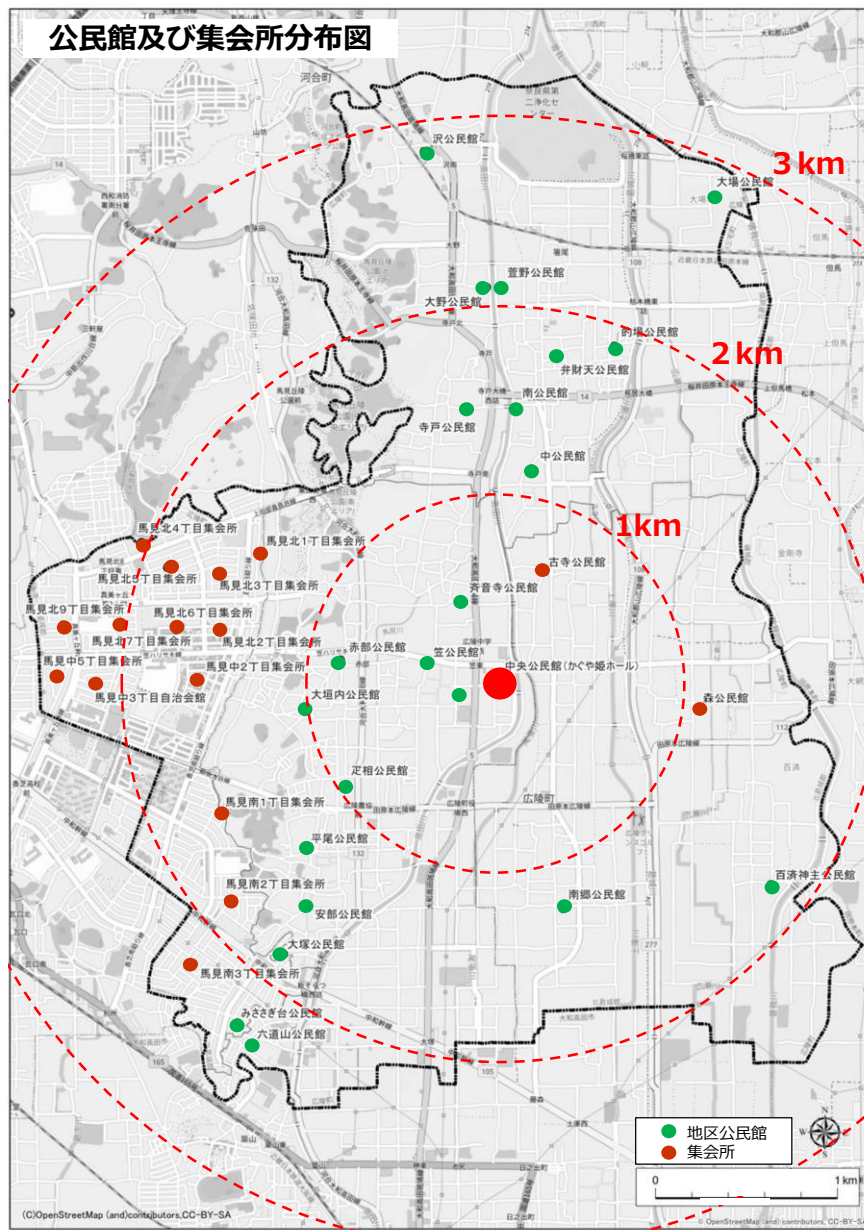
参考資料 2

●地区公民館及び集会所一覧（条例に基づく施設のみ）

地区公民館一覧	
1	六道山公民館
2	大塚公民館
3	安部公民館
4	平尾公民館
5	疋相公民館
6	大垣内公民館
7	赤部公民館
8	斉音寺公民館
9	笠公民館
10	南郷公民館
11	百済神主公民館
12	沢公民館
13	大野公民館
14	萱野公民館
15	南公民館
16	弁財天公民館
17	的場公民館
18	大場公民館
19	中公民館
20	寺戸公民館
21	みささぎ台公民館

地区集会所一覧	
1	馬見北1丁目集会所
2	馬見北9丁目集会所
3	馬見中2丁目集会所
4	馬見南1丁目集会所
5	馬見南2丁目集会所
6	馬見南3丁目集会所
7	馬見北2丁目集会所
8	馬見北4丁目集会所
9	馬見北6丁目集会所
10	馬見中5丁目集会所
11	馬見北5丁目集会所
12	馬見北3丁目集会所
13	馬見北7丁目集会所
14	古寺公民館
15	森公民館
16	馬見中3丁目自治会館

公民館 **21** 館
集会所 **16** 館



地区公民館及び集会所の管理等

地区公民館（21館）

【位置付け】

中央公民館の分館

広陵町公民館条例（昭和48年7月広陵町条例第26号）第4条に「広陵中央公民館に分館を置く。」と規定
条例上は「**社会教育施設**」に位置付けられている。

- ・昭和48(1973)年から平成19(2007)年にかけて整備。大部分が昭和50年代に整備されている。



(大垣内公民館)

【管理運営】

区・自治会による管理（使用許可・鍵の管理を含む。）
社会教育施設というよりも、地域の集会施設として機能している。
利用は、地元の区・自治会員
大字・自治会及び地域団体等の会議等に活用

集会所（16館）

【位置付け】

公共施設としての集会所

広陵町立集会所条例（平成8年6月広陵町条例第1号）

第2条に「町民相互の交流を促進し、文化的な各種行事等の公共的集会所の用に供するため集会所を設置する。」と規定。「**集会施設**」

- ・平成8(1996)年から平成21(2009)年にかけて整備。大部分が平成初頭に整備されている(馬見南3丁目建物自体は昭和53(1978)年築)。



(馬見北6丁目集会所)

【管理運営】

区・自治会による維持管理（使用許可・鍵の管理を含む。）
地域の集会施設として機能している。
利用は、地元の区・自治会員
大字・自治会及び地域団体等の会議等に活用

【維持管理に関する支援】

(1) 集会所等維持管理補助金（維持管理を行う区・自治会に対して補助）※毎年補助

6月末世帯数×81円+1館当たり12,150円 ※消防計画を策定している場合は、24,300円を加算

(2) 集会所等修繕費に係る補助金（維持管理を行う区・自治会に対して補助）

- ・20万円以上の建物修繕工事（修繕・バリアフリー化工事） 1/2補助（250万円を上限）
- ・主たる集会室空調機修繕工事 1/2補助（25万円上限）
- ・非常設備設置・修繕工事 全額補助（50万円上限）

【今後の地区公民館及び集会所の方針】

地区（地元自治会等）への譲渡の可能性を検討し、合意が得られた施設から順次譲渡（無償譲渡）

※大規模修繕に対する補助制度等の支援は継続（町による修繕や改修は行わない。）

広陵町公共施設再配置（再編）計画（令和2年3月策定）